

奈良県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、生駒市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年七月二十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名称	所在地
北コミュニティセンター I S T A はばたき・はばたきホール	生駒市上町一五四三番地
北コミュニティセンター I S T A はばたき・小ホール	生駒市上町一五四三番地
たけまるホール・大ホール	生駒市北新町九番二八号
たけまるホール・小ホール	生駒市北新町九番二八号
生駒市図書館・市民ホール	生駒市辻町二三八番地
生駒市図書館・第二研修室	生駒市辻町二三八番地
生駒市図書館・第三研修室	生駒市辻町二三八番地
生駒市図書館・実習室	生駒市辻町二三八番地
生駒市図書館・和室	生駒市辻町二三八番地

生駒市図書館・大会議室	やまびこホール・集会室	鹿ノ台ふれあいホール・大集会室	南コミュニティセンターせせらぎ・せせらぎホール
生駒市辻町二三八番地	生駒市藤尾町三〇〇番地	生駒市鹿ノ台南二丁目三番地三	生駒市小瀬町一八番地